

# いしかわ NPOニュース

特集  
1

## いま一度学ぶ 理事・監事・事務局の役割

特集  
2

## 寄付金の増やし方 キホンの“キ”

### ● いしかわのNPO

◆金沢大学ボランティア  
さぽーとステーション

### ● 非営利団体のための Q&A

◆教えて! i-ねっとのあおみさん

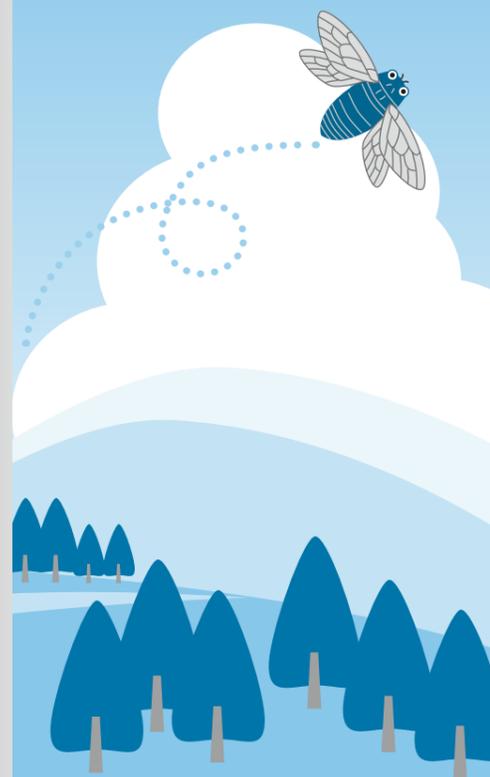


つながる、  
ひろがる、  
ふれあう。

● [ちょっと気になる、いしかわのNPO]  
NPO法人 まちづくり小松

● 人-THE HITO-  
谷内博史さん  
(地域づくりコーディネーター)

● インフォメーション  
■忘れていませんか?  
「事業報告書」の提出  
■助成金情報



「あいむ」は石川県 NPO 活動支援センターの愛称です。「あいむ」にちなみ、「i」と「m」という文字と、石川県の「石」の文字が、拳をあげて自らの意思を持って行動する市民をイメージしています。

石川県 / URL <http://www.ishikawa-npo.jp>

このコーナーではボランティアやNPOで活躍している個人に焦点を当てます。今回ご登場いただくのは、七尾市を中心に、まちづくりのコーディネートに取り組む谷内博史さんです。各地での活動から見てきた能登の魅力や変化などを伺いました。

## THE HITO

vol.9 谷内 博史 / Hirofumi Yachi  
地域づくりコーディネーター

### 地域づくりコーディネーターとして、能登という地域の可能性をどのように捉えていますか?

谷内さん●「地域資源をいかに活かすか」。この視点で考えると、能登には人を惹きつける資源がたくさん眠っています。それもこの地に脈々と息づく暮らしの営みを感じられる資源です。

例えば、私も立ちあげの頃に関わらせていただいた、七尾市一本杉通りの「花嫁のれん展」は、今年10年目を迎えますが、婚礼というテーマから能登の生活文化を伺い知ることができます。花嫁のれんは、花嫁が嫁入りのときに持参して嫁ぎ先の仏間の入り口に掛けるのれんです。この地域では、花嫁のれんをくぐり、先祖のご仏前に座ってお参りをしてから結婚式が始まります。通りの女性たちがもつ花嫁のれんや、各地から展示依頼のあったものを集めて、4月下旬から母の日までの約2週間、商店街の店舗などで展示しています。期間中、来場者は商店街の女将さんから一枚一枚に込められた母親から嫁ぐ娘への思いを聞くなど、のれんを通して能登や一本杉通りの魅力を再確認するようです。年々、花嫁のれん展を訪れる人は増え続け、過去には名古屋、東京、大阪、韓国での出張展示や、ドキュメンタリーや連続ドラマの主題に選ばれるなど、多方面に展開しています。これらは全てこの通りの皆さんが頑張られた成果です。



私はコーディネーターとして、この花嫁のれん展の企画初期に関わらせていただきましたが、通りの皆さんの話し合いの場のファシリテーター役や、時には通りを紹介する冊子の編集役としても協力をさせていただきました。

その意味では、コーディネーターは、あくまで「黒子」であり、まちづくりの主演はあくまでまちの皆さんであり、サポート役に徹するのが私の務めです。最初から全てを計画していたわけではありませんが、偶然も重なって今の姿がある。しかし、一本杉通りの人々が「地域資源」としての婚礼文化を大切にしていたからこそ、多くを実現できたことは確かです。いたずらに観光路線に走らず、無理をせずに普段どおりの暮らしの部分大切にしながら、花嫁のれんから能登の生活文化を知ってもらうことに重点を置いておられます。こういう姿勢というのは、少なからず能登の人々に共通する生き方、暮らし方なのではないでしょうか。能登半島地震の際も、この地の人と人の強いつながりや助け合いの精神を実感しました。地域づくりを通して、そういうものを再確認しつつ、人の暮らしや絆、自然などを後世に引き継いでいきたいですね。

### 能登の地域づくりに携わり、周囲の変化をどのように感じていますか?

谷内さん●人どうしのつながりやコミュニティも、高齢化しつつあるとはいえ存在していますし、四季のうつろいを感じながら、自給自足的な生活をするのも可能な地域ですね。いわゆる「スローライフ」を実現できる場として、能登は大変注目を浴びているのではないのでしょうか。ここ5、6年の間でも、そのような生活に憧れ、都会から移住してくる若者が増えてきたように思います。SNSの発達も同じような志を持つ者どうしがつながることを助けています。このような流れから、また新たな能登の良さが外へと発信され、人が人を呼び、さらなる地域づくりへとつながっていく。だから、異なる価値観を持つ人の受け入れは歓迎すべきだと、私は考えています。それには、変化を受け止める度量が必要となる一方で、曲げないところは曲げない信念も欠かせません。さまざまな価値を受け入れながら、能登は変わりつつあります。コーディネーターとして、外と内をうまく結びつけ、うまくなじませていきたいとも思っています。

### これから地域づくりに関わりたいと思っている方へのメッセージをお願いします。

谷内さん●私はコーディネーターとして、仲間の獲得や活動資金の不足など、さまざまな悩みの相談を受けて、「つなぐ」ことでの解決に導くお手伝いをしてきたように思います。しかし今では、地域づくりを始めたい人は、資金に困ればクラウドファンディングなどを利用することもできますし、悩み事にはNPO支援センターなどの機関も整備されています。以前と比べると、恵まれた環境だと思っています。他の地域の多くの団体や社会起業家とよばれる人々とも、インターネットですぐにつながることさえできます。活動資源を集めるためのハードルは下がった一方で、コーディネートする力はますます求められるようになってきています。

ただ、あまり難しく考えないで、まずは活動を始めてしまうことだと思います。そうすれば、有志を見つけてボランティアを依頼したり、寄付を呼びかけたりと、さまざまな人や資源をつなげて活動をデザインしていくことになり、コーディネート力も身につけていきます。世の中、大変なことばかりではありますが、ため息をついていても何も始まりません。仲間とともに地域づくりやNPO活動をまずははじめてみてほしいです。今は本当にいろんな活用できる制度や情報があふれています。さまざまな「つながり」を活用しながら、楽しんで続けていってほしいですね。



### 谷内 博史さん

(財)草津市コミュニティ事業団職員、(特活)NPO政策研究所専務理事・事務局長を経て、平成15年より七尾街づくりセンター株式会社事業部長として、七尾市中心市街地のまちづくりに取り組む。平成21年より、七尾市役所のまちづくりコーディネーターに就任。

PROFILE

# いま一度学ぶ 理事・監事・事務局の役割



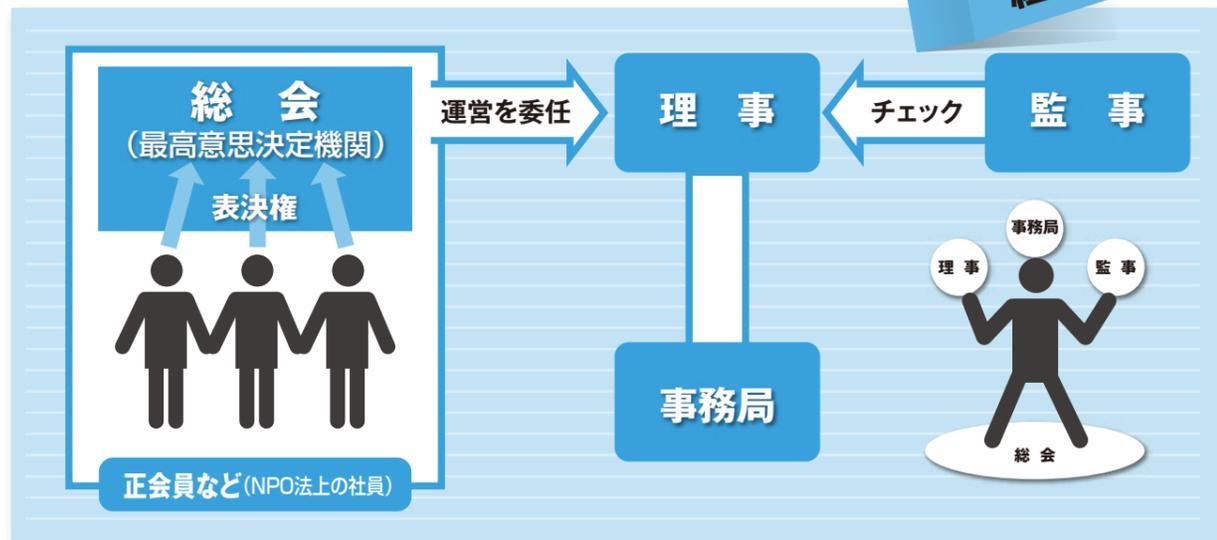
NPO法人の基本的な組織形態として「総会」「理事」「監事」「事務局」があり、それぞれが重要な役割を担っています。

しかしながら、NPO法人の中には、理事の義務や責任を知らずに就任している事例や、外部から組織をチェックすべき役割を持っているにも関わらず法人代表者の身内の者が監事に選ばれている事例、法人運営について全く知らないまま事務局長を引き受けている事例など、各機関の役割について、きちんと理解していないと思われる法人が見受けられます。

そこで今回の特集ではNPO法人の理事・監事・事務局の「役割」と「やってはいけないこと」を紹介します。

## 【NPO法人の組織の仕組み】

- 1) 理事: 社員(正会員など)から委任された法人の業務を執行する。  
定款により理事会を設置するが多い。
- 2) 監事: 理事の業務執行の状況や、法人の財産の状況を監査する。
- 3) 事務局: 理事の下、帳簿の作成や提出書類の作成など日々の業務を行う。
- 4) 総会: 正会員で構成されたNPO法人の最高意思決定機関。



組織図

## 〈理事の役割〉

NPO法人の理事は、会社でいう「取締役」のようなものであり、法人の業務を執行することになります。一般的には理事長や代表理事を選任し、代表権を集中させていることが多く、その場合は代表理事の名前で業務を執行することになります。また効率的にNPO法人を運営するために、定款上、「理事会」を規定している法人も多くあります。



### (理事の職務の放棄)

「知り合いに頼まれたから理事になっただけで、活動内容は全く知らないし興味もない」という場合もあるかもしれませんが、たとえ名前だけの理事であっても、正会員等から目的達成のための事務を委任されていることから、その職務を遂行する義務があります。もしNPO法人の従業員が長年にわたって不正経理を行い、お金を横領していたことに理事が気づかなかつた場合、名前を貸しただけの理事であっても賠償を求められる可能性があります。またNPO法人に義務付けられている登記簿や事業報告書未提出による罰則も同様に理事を対象に適用されます。理事就任をお願いされた場合、義務と責任を伴うものだとこのことを理解した上で就任承諾書に判子を押ししてください。

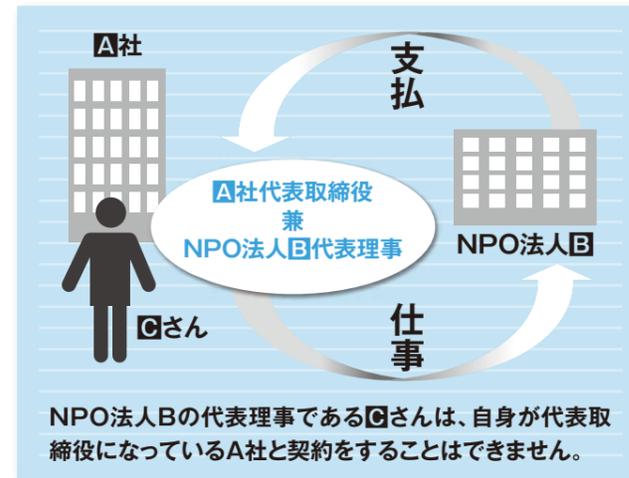


### (利益相反行為)

NPO法人の中には、理事が経営する会社に法人の業務を委託したり、理事の自宅に事務所を置いて家賃を支払うなどの行為を行っている場合があります。これらの金額が不当に高額であった場合には、NPO法が禁じている利益の分配とみなされる可能性があります。

たとえ契約額が適正価格であったとしても、形式的には利益相反行為とみなされますので、NPO法上、当該理事は代表権を有しないこととなります。その場合、代表権を持つ他の理事が法律行為を行うか、特別代理人の選任が求められる可能性があります。

また当然ながら、役員との取引を行う場合には、総会や理事会などの組織決定が必要であり、当事者となる理事はその意思決定に加わることはできません。



## 〈監事の役割〉

監事は、理事会や事務局とは独立して、業務の執行状況や法人の財産の状況を監査する役割を担います。具体的には以下の役割を果たすことが法律上、求められています。

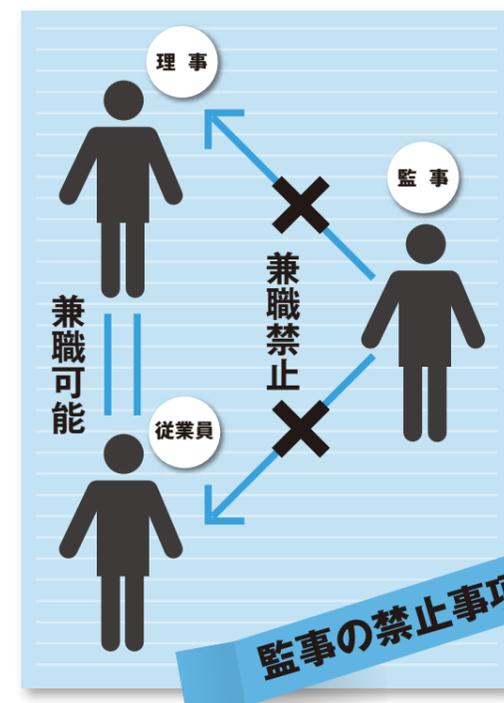
- ・理事の業務執行の状況を監査すること。
- ・NPO法人の財産の状況を監査すること。
- ・NPO法人の業務または財産に関し、不正行為、法令違反、定款違反を発見した場合に、その事実を総会または所轄庁に報告すること。
- ・必要に応じて、社員総会を招集すること。
- ・理事の業務執行または法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。



### (監事と理事・従業員の兼職禁止)

監事は外部から法人を客観的に監査する立場にあるため、NPO法上、監事は法人の理事や従業員を兼ねることはできないとされています。なお法令違反にはあたりませんが、下記の場合、周囲から監事の中立性に疑問を持たれてしまう場合がありますので注意が必要です。

- ・日々の帳簿の作成を監事が行っている。
- ・理事経験者が監事を持ち回りで担当している。
- ・監事と理事長が夫婦である。



監事の禁止事項

## 〈事務局の役割〉

事務局は理事の下、日々の会計処理や会員の管理などの事務仕事を行うほか、外部からの問合せがあった場合の窓口になるなど、重要な役割を果たします。また事業報告書や活動計算書など決算に関する書類について、多くの法人では定款上、理事長が作成することになっていますが、実務的には事務局が作成し、理事長が確認する形をとっています。

事業規模が大きな法人であれば専属の事務局スタッフを雇うことができますが、多くの場合、理事長や中心メンバーが事務局の役割を担っています。



NPO法で規定された機関ではないため、禁止事項が明らかにされてはいませんが、当然、総会の議決事項の範囲内において、理事の指示に従い業務を行うこととなります。

また知らないうちに法令違反を犯さないよう、所轄庁への提出書類や法務局への登記事項、税の申告などNPO法人に義務付けられている事務について理解する必要があります。

# 寄付金の増やし方 キホンの“キ”



NPO法人やボランティア団体が社会貢献活動を行うための主な財源として①寄付金・会費、②自主事業収益、③受託事業収益、④助成金等の4種類があります。

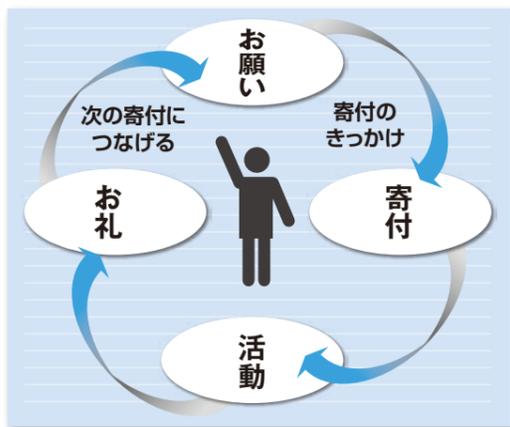
受託事業収益や助成金は使い道が限定されており、期間も数年程度と限られているため、これらの収入のみに依存してしまうと、団体本来の活動ができないだけでなく、運営の安定性を阻害することになります。一方で、会費・寄付金は集めるための手間がかかりますが、使い道の自由度は高く、スタッフの給料や備品の購入など団体の運営費に充てることもできます。また賛助会費などは比較的安定した収益であるため、重要な資金源となります。そこで会費・寄付金を増やすために必要なポイントを紹介します。

## 【ポイント①】 寄付の循環を意識しよう!

寄付は、団体が能動的に動かない限り、勝手に集まることはありません。まずは「お願い」をして、寄付のきっかけを作ることが大切です。お願いするときには、相手の年齢や性別などに応じて届ける情報を変えたり、理事や職員から手書きで一筆添えるなど工夫をすることで効果的に寄附を呼びかけることができます。

次に、寄付をもらった後は、きちんと「お礼」をしましょう。お金を貰った直後のお礼は当然ですが、活動の途中経過を報告する際や、無事に活動を成功させることができたあとにも「あなたの寄付のおかげで〇〇することができた」というメッセージを伝えましょう。

「お願いされたから」や「日ごろの付き合いだから」という理由で寄付をしてくれた人に対して、きちんとお礼をしなければ一度きりの関係で終わってしまいます。しかし、きちんと寄付による成果の報告とお礼をすることで、信頼関係が構築され、継続的な支援をしてくれるファンになってくれる可能性があります。この循環を意識しながら、支援者の心をしっかり掴みましょう。



## 【ポイント②】 伝え方を工夫しよう!

寄付金をお願いするときに、ただ「お金をください」と伝えても、快く応じてくれる人はあまりいないでしょう。相手が何を求めているか、どんなことに関心があるのかを分析した上で、伝え方を工夫しましょう。たとえば海外の子どもの人身売買の課題解決に取り組んでいるNPOが企業に寄付をお願いするときは、活動の社会的意義やこれまでの成果、企業にとってのメリットなどについて、客観的なデータを交えながら伝えます。一方、小さな子どもを持つ親に寄付をお願いするときは、客観的なデータよりも、実際に被害にあった子どもたちのメッセージや写真などを使って感情に訴える方が共感を得やすくなります。

また年会費12,000円と言う金額を伝える時も、「月々1,000円」や「週に250円のコーヒーを1杯我慢するだけ」と言い換えて伝えることで、金額に対する印象が変わります。

## 【ポイント③】 成果をイメージさせよう!

寄付する人にとって自分のお金がどのように使われているのかは、とても気になる部分です。単に「いただいた寄付金は世界で困っている子ども達のために使いました」と伝えるより、「あなたが3,000円を寄付してくれたおかげで、10人の子どもにワクチンを届けることができた」や「あなたの買ったペットボトルの水1ℓ分の売り上げから、井戸のない地域の子ども達に綺麗な水1ℓ分を提供します」というように、成果を具体的にイメージできる方がより寄付を集めやすくなります。



## 【ポイント④】 多様な決済方法を検討しよう!

寄付金の受け取り方法にもいくつか種類があり、それぞれメリット・デメリットがあります。たとえば直接会ってお金を貰う場合、その場で領収書を渡すことができ、手数料などもかかりませんが、一部の地域の狭い範囲でしかお金を集めることができません。一方、郵便振替や銀行振り込みは遠く離れた地域に住んでいる支援者からも寄付を集めることができますが、郵便局や銀行の空いている時間帯に手続きを行う必要があります。またインターネット募金やコンビニ決済などは時間の制約はありませんが、登録のための初期費用や手数料が発生します。団体の実情に合った決済方法の導入を検討してください。

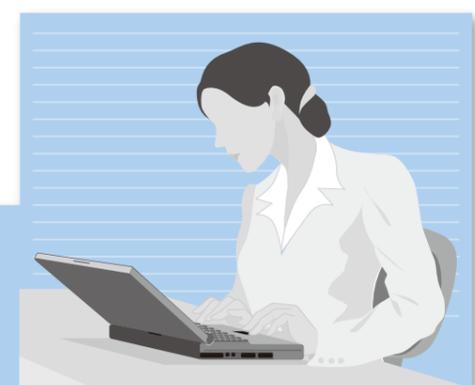
## 【ポイント⑤】 寄付者・支援者の情報を整理しよう!

過去に寄付してくれた人や定期的に支援してくれる人の情報をきちんと整理していますか?名前や寄付してくれた金額、連絡先はもちろんですが、寄付者が参加した過去のイベントや興味を持っている活動分野、誰と知り合いかなどの情報を整理し、一人ひとりに対して適切にコミュニケーションをとることができれば、信頼関係を築くことができ、長期的な支援者を増やすことができます。

なお寄付者の名前や住所、金額、寄付をもらった日付については、税制上の優遇措置を受けられる認定NPO法人になるために必要な情報ですので、認定NPO法人を目指している法人は必ず整理しておきましょう。

### 寄付者データ

名前 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



## 【終わりに】

日本における寄付額は2010年時点で8,822億円とされています。この金額は、アメリカの36兆2,258億円、イギリスの1兆812億円と比べると寄付金総額は低水準であり(注)、個人からの寄付の割合も小さいと言われています。しかし国内においても、寄付を増やすためのポイントをしっかり押さえ、少しずつ支援者を増やすことに成功しているNPOは存在します。寄付金が集まらないと諦める前に、今一度、寄付金の集め方を検討してみませんか?

(注) 総務省統計局、国税庁、AAFRC Giving USA2009NCVO UK Voluntary Sector Aimanac2008より



# 「教えて! i-ねっとのあおみさん」



非営利団体のためのQ&A シリーズ⑫ いしかわ市民活動ネットワークセンター 理事/事務局長 青海 康男

## Q

今年度、法人になって初めての「総会」を行ったのですが、当日までに準備すべきことがわからず、色々な方に迷惑をかけてしまいました。スムーズに総会を開催するために必要な手続きを教えてください。

## A

「総会」はNPO法人が必ず行わなければならない会議です。「総会」で議決すべきことは「定款」に書かれていますので、「定款」をよく読んでから「総会」を開催しましょう。ここでは次の条件に当てはまる団体について、想定した総会の流れをおさらいします。

### 〈条件〉



- ① 役員の任期が2年で、今年はその2年目に当たる。
- ② その他、定款には以下の記載がある。
  - 理事及び監事は、総会において選任する
  - 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
  - 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
  - 総会を招集するときは、(中略)少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。
  - 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- ③ 今回は定款変更や、会費額変更、借入金などに関する議案がない。
- ④ 正会員へはメール、ファクスではなく、全て郵送による連絡方法を取る。

### 事務局

- 総会審議に必要な書類を作成(理事会分)
- 正会員の定足数確認
- 理事会の案内
- 総会日程(三役及び議長と事前調整)と総会開催場所の確保

### 理事会

- 総会に付議する資料の確認(訂正箇所は修正)
- 総会当日の役割分担(挨拶・司会・議長・議事録署名人の内定)

### 事務局

- 正会員へ → 総会用書類を発送(総会案内状・総会議案書・委任状付き出欠葉書)
- 理事・監事へ → 任期満了に伴う再任のお願い状と「就任承諾及び誓約書」を発送
- 当日徴収する会費の領収書を作成

### 通常総会

- 出欠の返信葉書を基に作った「出席・委任名簿」を用意
- 定款の定める方法により実施
- 定足数、議事進行などの議事録作成

### 理事会

- 2年前の総会開催日の翌日以降に、登記の必要な「理事長」とその他の「副代表理事」を互選するための「理事会」を開催する。
- その旨の議事録作成

### 諸手続き

- 県への事業報告、法務局への役員変更と資産の総額変更登記の準備と届け出(法人税等納税事業者の場合は納税事務が発生します)

この流れは、あくまで一例です。審議内容や定款の定めによって異なります。また新役員の就任や理事長の交代などがあれば、必要な書類が異なりますのでご注意ください。

## ちょっと気になる、いしかわのNPO

vol.35

# NPO法人 まちづくり小松

理事長 山本義之さん



## 自治をきたえ、笑顔あふれる街に

### 愛着を深め、誇りを取り戻す

私たちまちづくり小松は、「自治をきたえる」「まちを生かす」「笑顔でくらす」をスローガンに掲げ、今年から本格的に活動を始めました。

発足のきっかけは、「小松はおもしろくない」「見るものが何もない」など、地元に対して住民からネガティブな意見が上がっていることを、テレビ番組や口コミなどを通じて知ったからです。正直、愕然としました。そこで、数人の仲間と「小松を元気にしていこう」と話し合ったところ、NPOとして活動するアイデアが浮かびました。

私はまちづくりとは、そこに暮らす人が自ら考えて、まちを良くするために行動するプロセスだと捉えています。そのためにはまず「小松市の住民が地域への愛着を深め、誇りを取り戻さなければなりません」。そして、地域づくりを進める上で大切なのは、無いものねだりをするのではなく、あるものを生かす、磨くこと。このような想いで活動を続けて、小松が笑顔あふれるまちになればと考えています。



つのキーワードが上がりました。以来、これらのキーワードが活動を進める上で一つの指針となっています。

例えば、5月のお旅まつりでは、協賛イベントとして「着物で曳山曳き揃えを見に行こう!!」を実施しました。さらにメンバーの中から、「せっかく着物を着るのだから、さらに野点の席を設けてはどうか」とアイデアが出て、これも取り入れました。祭り当日はメンバー以外に、一般の方や外国人留学生も加わり、大変注目を浴びました。お茶席も大盛況で、にぎわいに一役買ったと思います。

このほか、定期的な活動としては、毎月第2、4日曜日に地元商店街の「軽トラ市」のお手伝いをしています。商店街有志が地元活性化のために始めた軽トラ市に「自治をきたえる」という意義を感じました。このようにイベントを主催したり、他団体を手伝ったりすることで、小松を良くしたいという想いを持つ団体同士の縁をより深めることができるとも考えています。

### まちづくりは考え、行動すること

小松にはさまざまな団体が活動しています。これからもまちのにぎわいのために、他団体とも積極的にコラボレーションし、人をひきつけるイベントや企画を生み出したいです。最初にも述べましたが、まちづくりはそこに住む住民が考えて、行動することが肝心。何でも行政に頼るのではなく、自分たちで地元を良くするという意識を持って成長したいと思います。

月例会や各種イベントでは、門戸を広く開放しています。今後は、8月4日に大和跡地利活用を考える市民シンポジウム、9月23日には木場湯で凧揚げ大会の開催をそれぞれ予定しています。メンバーの年齢層は20代から70代までと幅広く、このような活動に参加するだけあって、とにかく楽しむことが好きな人ばかりです。興味を持たれた方は、お気軽にご参加ください。

### 活動の指針は6つのキーワード

仲間と準備を進め、今年1月20日に設立総会と記念講演会を開催したところ、肩書のない方ばかり50人余が集まってくれました。本当にうれしかったですね。小松を元気にしようという気持ちが伝わり、活動をする意義は十分にあると感じました。

設立総会では、これから第3日曜日に月例会を開くことを決めました。研修でも討論会でも、イベントでも、とにかく何でもいいから月に一度は集まるのです。翌月の月例会では、小松のまちをどうしたいか、早速メンバーで意見を交わしました。その席で「曳山子供歌舞伎」「子供主体」「国際交流」「高齢化社会」「木場湯」「町家」の6



### ■データ■

## NPO法人 まちづくり小松

今後の活動内容を知りたい方や、コンタクトを取りたい方は、facebookで「Npoまちづくり小松」(facebookページ)や「NPOまちづくり小松」(グループページ)と検索してください。

# INFORMATION

## 忘れていませんか？「事業報告書」の提出

NPO法人は、毎事業年度終了後3カ月以内に「事業報告書」を提出する義務があります。既に多くの団体から事業報告書が提出されていますが、一部の団体からは、まだ提出がありません。提出を怠ると、20万円以下の過料を請求されたり、設立認証が取り消しになることもありますのでご注意ください。

### Q なぜ事業報告書を提出するのですか？

**A** NPO法では、法人運営の自主性を尊重しており、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである、という考えがとられています。所轄庁への提出も、単に法律で提出が求められているということ以上に、所轄庁を通じて一般の方に情報を公開し、活動内容をチェックしてもらうことに意義があります。

事業報告書の提出を「義務だから仕方なく」と捉えるのではなく、「自分たちの活動をアピールするための機会」と考え、正確でわかりやすく、思わず参加したくなるような事業報告書を作成して、法人のPR手段として利用してください。

### 「事業報告書」を提出する前に!!

事業報告書をご提出いただいても、必要な書類が不足していたり、記載事項に不備があるなど形式的な要件を満たしていないと書類をお返しすることになります。提出前にもう一度、確認をお願いします。

### 事業報告書 チェックリスト 事業報告書を提出される前に、以下の項目について、再確認の上、ご提出ください。

- 事業報告書等提出書を、別記様式5号の3(注)  
(注) 石川県特定非営利活動促進法施行細則に定める様式。  
 様式は正しいか
  - 事業報告書等提出書に、法人に係る以下の情報を記載しているか。  
 住所     名称     代表者氏名     電話番号  
 法人印の押印(代表者の個人印ではなく法人として登記した印です。)  
 提出日が記載されているか。
  - 必要な書類がすべてそろっているか。(部数もチェック)  
 事業報告書等提出書(1部)     事業報告書(2部)     財産目録(2部)     貸借対照表(2部)  
 活動計算書(2部)     年間役員名簿(2部)     社員のうち10人以上の者の名簿(2部)
- ※「活動計算書」は、当分の間「収支計算書」でも可。「年間役員名簿」は、前事業年度において役員であった者について記載した名簿。
- 事業年度や時点を間違っていないか。  
 定款上の事業年度を4月1日から3月31日に定めている法人の場合  
 <平成24年4月1日から平成25年3月31日と記載する書類>  
 事業報告書等提出書     事業報告書     活動計算書     年間役員名簿  
 <平成25年3月31日と記載する書類>  
 貸借対照表     財産目録     社員のうち10人以上の者の名簿

- 年間役員名簿に、事業年度内に就任していた全役員について以下の情報を記載しているか。  
 氏名     住所又は居所     報酬の有無     就任期間  
 理事・監事の別(理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。)
- 社員のうち10人以上の者の名簿に、全社員について以下の情報を記載しているか。  
 氏名     住所又は居所     社員(正会員など)が法人のとき、法人名称、所在地及び代表者氏名  
 10人以上の名前が記載されている
- 定款に「その他の事業」の規定がある場合、以下の書類について「特定非営利活動に係る事業」と分けて記載があるか、又は、別様で作成しているか。  
 事業報告書     活動計算書
- 計算結果が合っているか。  
 事業報告書の支出額と活動計算書(収支計算書)の支出額が一致しているか。  
 各計算書類の正味財産は一致しているか。  
 活動計算書(収支計算書)及び貸借対照表について前の事業年度の「次期繰越正味財産額」と今回の事業年度の「前期繰越正味財産額」は一致しているか。

### 事業報告書の提出方法

- 提出先：石川県NPO活動支援センターあいむ 〒920-0961 金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ7階
- 提出方法：郵送又は持参
- 様式：石川県NPO活動支援センターあいむのホームページに掲載されている様式をご活用ください。  
 < <http://www.ishikawa-npo.jp/yousik/list-ninsyou.htm#4> >

### 助成金ニュース ボランティアに関する講習会等助成事業

- 助成対象事業
  - 県内のボランティアグループ等が主催するもの。
  - ボランティア精神の普及や団体等におけるボランティア活動の充実、発展に寄与するもの。
  - 10人以上の参加者が見込まれるもの。
  - 参加者から参加費を徴収しないもの。徴収するものであっても、その金額が必要最小限と認められるもの。
  - 政治活動や宗教活動を目的としないもの。
  - 不当な参加資格を設けていないもの。
  - この助成事業について他の団体等からの助成を受けていないもの。
- 助成対象経費／講習会等において指導等を行う外部講師の謝金及び交通費とし、助成金の総額は5万円以内(年度内1回限り)



お問い合わせ (公財)石川県県民ボランティアセンター  
 〒920-0961 金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ7階 TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559  
 ☆詳細はこちら⇒ <http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/koushu.htm>

本誌に関するご意見、ご要望をお寄せください。

石川県NPO活動支援センター あいむ  
 (金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階)  
 TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559  
 E-mail: [npo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:npo@pref.ishikawa.lg.jp)

